

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	15. 条例、規則の取扱い	協議細目
調整方針	<p>(案) 関市の条例、規則を適用する。 ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。 各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとする。</p>	
項目	参 考 資 料	
編入合併における基本的な考え方	<p>「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例、規則等は失効せず、通常は手当の必要はない。 これに反して「編入される市町村」においては、合併時に市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。 条例、規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではない。 したがって、合併関係市町村間の事務事業の調整を先に行い、新市の業務内容を明確にしたうえで、必要となる条例、規則等の制定・改正を行う方が作業が円滑に進むと考えられます。 編入する市町村は、合併協議会によって定めた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等）、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備等を行うこととなります。</p>	

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料			
先進事例	新市の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針
	潮来市 (茨城県)	編入	潮来町 牛堀町	潮来町の条例・規則等を適用する。 ただし、牛堀町のみ適用のある条例・規則等のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。
	田原市 (愛知県)	編入	田原町 赤羽根町	田原町の条例・規則等を適用するものとする。 ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に 関係する条例・規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整 備を行うものとする。
	山県市 (岐阜県)	新設	高富町 美山町 伊自良村	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、 新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。
	瑞穂市 (岐阜県)	新設	穂積町 巢南町	条例・規則の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事 業等の調整、確認内容に基づき、関係条例、規則等のそれぞれの施行 による区分により調整、整備する。